

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

板倉町は、都心から60km圏内の高速交通及び公共交通が充実した広域アクセスに優れた立地であり、これらの環境や立地などの資源を活かし、ニュータウン開発に取り組み、産業用地を造成し企業誘致にも取り組んでいる。

しかしながら、近年の少子高齢化の進行や人口減少社会に伴う市場の縮小、原材料価格や人件費の高騰、インターネット等の情報通信技術の進歩など企業を取り巻く環境は、大きく変化を遂げており、商工業のさらなる発展が不可欠な状況である。一方で、生産年齢人口は昭和55年をピークに微減傾向が続き、板倉ニュータウン街びらきにより、平成12年は一時増加に転じるものの、その後は減少傾向が続き、平成22年以降は大幅に減少していることから、今後も企業の人手不足への対応は喫緊の課題となっている。

こうした状況に鑑み、町内中小企業において、より生産性の高い設備等を導入し労働生産性が向上することにより、深刻化する人手不足への対応や経営基盤の強化につながることを目的として本計画を策定する。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町が経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

板倉町の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が板倉町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

板倉町の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象となる業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上を資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 先端設備等導入計画に係る認定を受けるには町税の滞納がないこと。

(備考) 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。